

厚生労働科学研究費補助金

地域医療基盤開発推進研究事業

法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について (24IA1014)

令和 6 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 井濱 容子

令和 7 (2025) 年 5 月

目 次

I. 総括研究報告

法医学領域における多職種連携とキャリアパス推進に関する研究

～人材リクルート、継続的キャリアパス、他施設視察の取り組み～

----- 1

井濱 容子

(資料) アンケート調査用紙

II. 分担研究報告

1. 「学生のための法医学セミナー」アンケートに関する研究 ---- 7

前田 一輔

2. 法医学領域における多職種連携とキャリアパス推進に関する研究

----- 10

笹尾 亜子

3. 他施設視察に関する報告（研究部門） ----- 13

山本 琢磨・梅原 敬弘

4. 他施設視察に関する報告（法医実務部門） ----- 16

松末 綾

5. 他施設視察に関する報告（人材確保部門） ----- 18

笹尾 亜子

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----- 20

厚生労働科学研究費（地域医療基盤開発推進研究事業）
（総括）研究報告書

法医学領域における多職種連携とキャリアパス推進に関する研究
～人材リクルート、継続的キャリアパス、他施設視察の取り組み～

課題番号：24IA1014

研究代表者：井濱容子 横浜市立大学 大学院医学研究科 法医学 教授

研究要旨

死因究明等推進基本法（令和元年6月制定、令和2年4月施行）が法制化され、「死因究明」は国策としても推進すべき重要課題である。「死因究明」には医師以外の多職種専門家の協力が不可欠であり、円滑な法医実務の遂行と正確な死因判断のために多職種連携は重要である。本研究では、法医学領域で多職種連携を推進するために、現状調査のためのアンケートを実施し、人材確保のためのセミナーを開催した。さらに、さらなるスキルアップと人材交流を目的として、各法医学講座の視察を実施した。アンケート結果については集計途中であるが、増大する法医実務で教職員の負担が増大していることが明らかになった。一方で、法医学にやりがいを感じるという教職員が想像以上に多く、将来に期待を持てる結果であった。学部学生と大学院生を対象として実施した人材育成のためのセミナーには多くの参加者があり、法医学を啓発する機会として有効であった。大学講座への視察は、有意義な取り組みや体制を知るだけでなく、人材交流の機会となった。今後、アンケート結果を詳細に分析するとともに、セミナーを継続するなど人材育成、リクルートなどに積極的に取り組んでいく。

研究分担者（所属研究機関・職名）

美作宗太郎（東北大学・医学系研究科・教授）
山本琢磨
（兵庫医科大学・医学部・准教授）
小川匡之
（愛知医科大学・医学部・准教授）
梅原敬弘
（産業医科大学・医学部・准教授）
松末綾（福岡大学・医学部・講師）
笹尾亜子（熊本大学・大学院生命科学研究部・講師）
前田一輔
（横浜市立大学・医学部・助教）

A. 研究目的

死因究明等推進基本法（令和元年6月制定、令和2年4月施行）が法制化され、「死因究明」は国策としても推進すべき重要課題となっている。

「死因究明」は法医学の責務であるが、解剖実務は医師だけで行うものではなく、臨床検査技師や薬剤師など他領域の専門家の協力が不可欠である。円滑な法医実務の遂行と正確な死因判断には、多職種連携は必須の課題である。

本研究の目的は、医師以外の職員を法医実務において活躍させることである。法医実務の効率化によって解剖率が上昇し、社会ニーズである正確な「死因究明」に寄与することが可能となる。そのためには医師以外の職員の現状や課題を把握し、課題解決のための施策が必要である。また、人材確保のための取り組みについても検討する。

B. 研究方法

①人材確保のためのセミナー開催

学部学生・大学院生を対象として法医学をアピールするため、令和6年8月24-25日に横浜市立大学にてセミナーを開催した。開催のためのポスターならびにプログラムを添付する。

アンケートについては分担者の研究報告書（「学生のための法医学セミナー アンケートに関する研究」前田）を参照のこと。

②法医学領域教職員の実態調査

全国80大学医学部法医学講座に対してアンケート調査を実施した。

アンケート結果については分担者研究報告（「法医学領域における多職種連携とキャリアパス推進に関する研究」笹尾）を参照のこと。

③先進的な取り組みの視察

研究領域、法医実務領域、人材確保領域に分かれて、効率的な業務運用や先進的な取り組みをしている講座を視察した。

（分担者研究報告参照）

C. 研究結果

①人材確保のためのセミナー開催

（分担者研究報告参照）

②法医学領域教職員の実態調査

（分担者研究報告参照）

③先進的な取り組みの視察

（分担者研究報告参照）

D. 考察

①人材確保のためのセミナー開催

「学生のための法医学セミナー」には約70名の学部学生や大学院生の参加があった。過去に、医学部生を対象とした法医学の啓発セミナーは開催されたことがあるが、医学部以外の学生を対象としたセミナーは初めての開催であった。

医学部以外の学生が、どのくらい法医学に興味を持っているのかについては予想できず、正直、何名くらいの参加があるかも見当がつかなかったが、実際には多くの学生の参加があり、関心の高さが示された結果となった。

セミナーの講師は全国の有志の法医学者らであり、手弁当でセミナーに参加し、盛り上げていただいたことに感謝している。一方、後進育成や若手リクルートは法医学の現場にとっては喫緊の課題であり、現役法医学者の関心の高さを反映していると考えている。

セミナーの具体的な成果については、参加者に実施したアンケートを解析した分担者の研究報告書（「学生のための法医学セミナーアンケートに関する研究」前田）で検討されているが、大変好評であったと自負している。

また、本セミナーは時事通信社の記事にもなり、社会の関心の高さを示している [https://medical.jiji.com/column4/215]。

「医」の発展 行動する法医学者の記録簿

法医学会が初の学生向けセミナー開催 ～社会的ニーズ紹介、将来の人材確保へ～ 【第8回（上）】

日本法医学会（神田芳郎理事長）は8月に横浜市立大学医学部で「学生のための法医学セミナー」を初めて開催した。法医学の社会的な役割やキャリアパスなどについて学生に理解を深めてもらい、将来の人材確保につなげていくのが狙いだ。



横浜市立大学医学部で開催された日本法医学会の「学生のための法医学セミナー」。冒頭、世話人の井濱容子・同大教授は「法医学のことを知ってほしいというのが一番の目的。もう一つは、法医学に興味を持っている学生がこんなに集まる機会はないので、お互い何を考えているか、交流してもらえたらうれしい」と述べた。

セミナーは2日間開催され、医学科学生のほか、臨床検査科や歯学系、薬学系の学生ら約70人が参加した。冒頭、世話人の井濱容子・同大教授は「法医学のことを知ってほしいというのが一番の目的。もう一つは、法医学に興味を持っている学生がこんなに集まる機会はないので、お互い何を考えているか、交流してもらえたらうれしい」と述べた。

司会は法医学会の庶務委員長を務める池松和哉・長崎大学医学部長が担当した。初日の模様を2回にわたり紹介する。

◇公衆衛生の向上と市民生活の安全

最初のセッションは「法医学の社会ニーズについて」をテーマに4人の教授が登壇した。

②法医学領域教職員の実態調査

アンケートによる実態調査では、漠然と感じていた課題や問題が明確化した。働き方の現状については、教授を筆頭にかんがりの業務負担があることが浮き彫りになった。一方で、激務にもかかわらず「法医学にやりがいを感じる」と回答した人が全体の75%以上を占め、案外と法医学の未来は明るいのではないかと期待を持った。さらに、多くの大学院生が「将来、法医学の常勤を希望する」と回答していることも嬉しい結果であった。

今回のアンケート結果については、分担者の研究報告書（「法医学領域における多職種連携とキャリアパス推進に関する研究」笹尾）で検討されているが、大変興味深い結果であった。

③先進的な取り組みの視察

研究、法医実務ならびに人材確保に対して先進的な取り組みをしている施設への視察を実施した。各大学講座では効率的な業務のために、様々な工夫をしていることを認知した。各法医学講座によって状況は異なるものの、参考にすることができる取り組みや体制もあり、我々の得たものを何らかの形で周知することを検討している。

また、今回の視察をした分担者は、人材交流が

進んだことを成果として報告した。個別に話をすることによって相互理解が進みやすく、研究協力のハードルが下がるだけでなく、職務上の悩みを分け合うなどのメリットもあると感じた。特に若い法医学者、コメディカルにこのような機会を作ることも大事な任務と感じている。

各視察については分担者の研究報告書（「他施設視察に関する報告」（研究部門）山本・梅原（法医学実務部門）松末（人材確保部門）笹尾）に詳細を記載する。

E. 結論

アンケートやセミナー開催、他施設への視察によって、法医学領域における多職種連携の課題が明らかになった。今後、アンケートや視察の結果についてより詳細に分析して、今後の法医学が目指すべき方向や施策についての提言ができるよう積極的に取り組んでいく。

F. 健康危険情報

該当なし。

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし。

2. 学会発表

日本法医学会全国学術集会 シンポジウム
2025. 6. 12（久留米）

3. 関連した実務活動

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

該当なし

第1回 学生のための法医学セミナー

法医学ってなんだろう？法医学者に聞いてみよう！

医学科生以外の
参加も大歓迎！

令和6年8月24日（土）、25日（日）

於 横浜市立大学 医学部 看護棟 205号室
横浜シーサイドライン「市大医学部」下車3分

横浜市立大学医学部
キャンパスマップ



参加登録はこちらから

- ・定員あり（先着順）
- ・参加費無料（旅費支給なし）
- ・登録〆切：7/31（水）

主催：日本法医学会

8月24日（土）13:30～17:00

第1部：法医学の社会的ニーズ

第2部：法医学におけるキャリアパス

A-Room（医学科生向け）

B-Room（その他学生向け）

第3部：グループワーク

A-team（医学科生）

B-team（その他学生）

☆18:00～ 懇親会@新杉田周辺（予定）

協賛：横浜市立大学 医学部

令和6年度厚生労働科学研究費補助事業

「法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について」

Illustration by M.S.

8月25日（日）9:00～12:00

第4部：「法医学者に聞いてみよう」

第5部：法医学領域における研究

問い合わせ：横浜市立大学 医学部 法医学

Tel：045-787-2618

Mail：forensic@yokohama-cu.ac.jp

（担当）加藤、那須



参考情報：第50回金沢まつり花火大会
8月24日（土）19:00～20:00



第1回 学生のための法医学セミナー プログラム

8/24 (土) 13:30~17:00

13:30~14:30 法医学の社会ニーズについて【大講義室 205】座長：池松 和哉（長崎大学）

社会医学としての法医学 神田 芳郎（久留米大学）

「死因究明」ってなぜ大切？ 佐藤 貴子（大阪医科大学）

小児虐待への対応 ―法医学の役割― 榛葉 頼子（長崎大学）

令和6年能登半島地震における死体検案 ―大規模災害と法医学―

水上 創（金沢医科大学）

Room 1（医学科学生対象）【講義室 201】

14:45~16:15 法医学におけるキャリアパス 座長：池松 和哉（長崎大学）

地域による法医実務の違い 白元 洋介（九州大学）

法医学者 & 画像診断医への誘い 槇野 陽介（東京大学）

病理学と法医学の違いについて -私個人の体験- 佐藤 文子（北里大学）

科学警察研究所・科学捜査研究所の仕事 木下 博之（科学警察研究所）

法医学で社長になりました！ 永井 智紀（神奈川監察医事務所）

16:20~17:00 グループ・ワーク 【講義室 201、202】

Room 2（臨床検査科・薬学系・歯学系学生対象）【大講義室 205】

14:45~16:15 法医学におけるキャリアパス 座長：梅原 敬弘（産業医科大学）

前田 一輔（横浜市立大学）

本当は怖い薬の話 笹尾 亜子（熊本大学）

法医学で働く臨床検査技師 坂本 圭菜（東京慈恵会医科大学）

科学捜査研究所の業務紹介 和田 文太（埼玉県警科学捜査研究所）

From outside To outside 井上 日菜子（株式会社ロッテ中央研究所）

流浪の研究者の終着地 小川 匡之（愛知医科大学）

16:20~17:00 質疑応答

18:00~ 意見交換会 「千年の宴」@新杉田

[<https://tabelog.com/kanagawa/A1401/A140308/14037020/dtmap/>]

8/25 (日) 9:00~12:00 【大講義室 205】

9:00~9:30 グループ・ワーク 発表会

座長：池松 和哉（長崎大学）

9:40~12:00 法医学領域における研究

座長：池松 和哉（長崎大学）

法医学領域における研究について

近藤 稔和（和歌山医大）

「先生、死因が分かっててもこの子は生き返りませんよね？」

山本 琢磨（兵庫医科大学）

法医学だから！心臓突然死の研究

垣本 由布（東海大学）

法医学と北欧：留学で得た貴重な経験

早川 輝（秋田大学）

南の島の法医学

二宮 賢司（琉球大学）

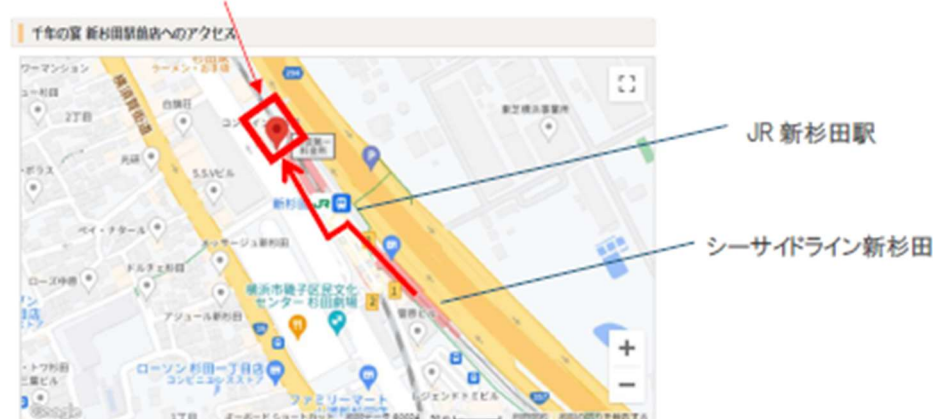
※講師、参加者ともに普段着でお越しください。構内ではマスク着用が推奨されています。

《セミナー会場》 横浜市立大学 医学部 看護教育研究棟 2階 大講義室



※シーサイドライン 市大医学部駅改札を右に出て、外階段を下りる、正門から入って右奥

《意見交換会 会場》 「千年の宴 新杉田駅前店」



※JR 新杉田駅から西口に出て右手に 50m → ドトールコーヒーの 2 階

横浜市磯子区新杉田町 3-6 コンパイン新杉田 2F

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
（分担）研究報告書

「学生のための法医学セミナー」アンケートに関する研究

研究分担者 前田一輔 横浜市立大学 医学部 助教

研究要旨

法医実務を円滑に実施するために、医師以外のコメディカルの人材育成とリクルートは重要課題である。令和6年8月24-25日に横浜市立大学 医学部看護棟にて開催した「学生のための法医学セミナー」の参加者に対してアンケートを実施した。本研究ではアンケート結果をまとめた。参加者は女性が多く、学部学生が約9割を占めていた。セミナー参加者の58%が臨床検査科や保健学科などの学生であり、法医実務の効率化を図るための貴重な人材確保として、本セミナーは有効であったと考える。セミナーに参加して法医学の印象が良い方向に変わったと回答した参加者が多かった。将来、法医学者になりたいと回答した学生が約7割であり、残りの回答は「検討中」あるいは「すでに法医学者の道を選択している」というものがほとんどであった。次回、同様の機会があればセミナーに参加したいと回答した参加者が94%であり、法医学を啓発する機会を設ける必要性についても示された。各アンケート項目の結果は本研究によってある程度、まとめて提示することができた。一方、各アンケート項目の自由記載欄にも多くのコメントがあり、これらについては今後詳細を検討する。

A. 研究目的

少子高齢化や犯罪の複雑化を背景に、法医解剖の対象症例は増加傾向にある。さらに死因究明は重要な課題であり、社会ニーズの高まりとともに法医実務への負担は大きくなっている。増大する法医実務を維持するために医師のみならずコメディカルの人材育成とリクルートは重要課題である。

本研究では、「学生のための法医学セミナー」の参加者に対して実施したアンケート結果をまとめ、その結果を分析する。

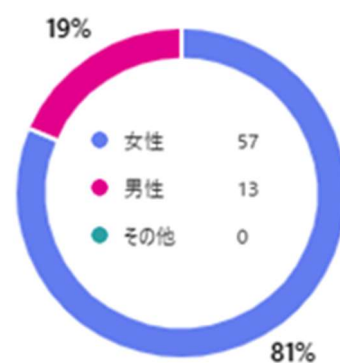
B. 研究方法

令和6年8月24-25日に横浜市立大学 医学部看護棟にて開催した。本セミナーは、医学部生だけでなく、臨床検査学部、保健学部、薬学部など法医学に関連する多くの領域の学部学生・大学院生を対象とした。セミナーに参加した学生らに対してアンケートを実施し、その結果をまとめて分析した。

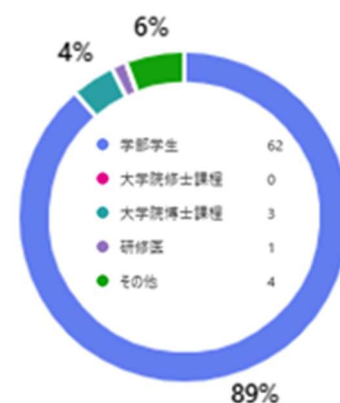
C. 研究結果

実施したアンケートの結果の概略は以下の通りである。

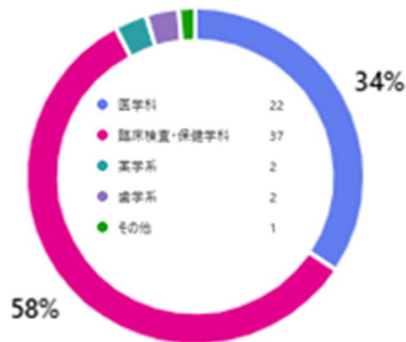
①性別



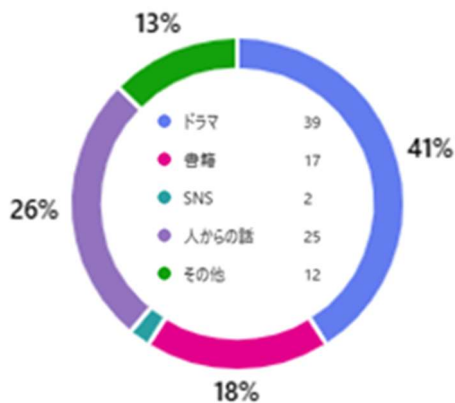
②身分



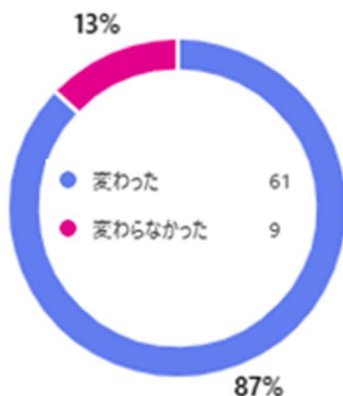
③専攻・所属



④法医学に興味を持った理由

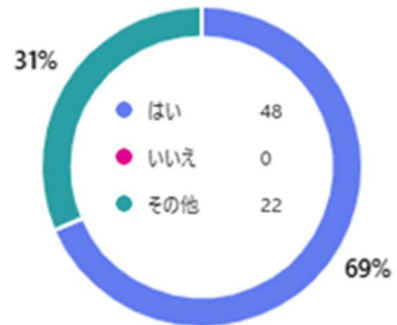


⑤セミナーに参加して法医学の印象が変わったか？



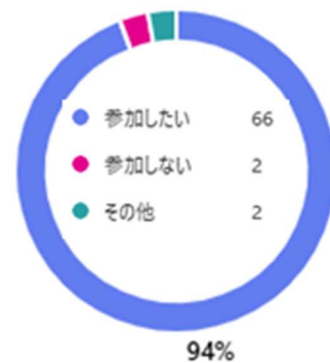
セミナーで印象が変わらなかったと回答した理由の多くは、「既によく知っていたから」「大学院生として、すでに法医学を学んでいるから」などであった。

⑥将来、法医学者になりたいと思ったか？



その他と回答した理由の多くは、「迷っている」「検討中である」であった。なかには「既に進路として選択している」という回答もあった。

⑦次回も同様のセミナーを開催したら参加したいか？



参加しないと回答した理由は「既知っていることが多かったので」であった。その他の理由は、「交通費や宿泊費が本人負担なので、開催地による」というものであった。

⑧セミナー参加者の満足度



D. 考察

過去に、医学部の学生を対象とした法医学に関するセミナーは開催されたことがあるが、医学部以外の学生を対象として開催されたセミナーは初めてであった。手探りで開催されたセミナーであったが、アンケート結果を見る限り、参加者の満足度は高く、有意義な企画であったと考えられる。

セミナーでは、医師以外の法医学者から具体的な講義があり、法医学領域には多職種の活躍の場があることを啓発する機会となった。次回、同様の機会があれば参加したいと回答した参加者が9割を超えていることは、若い学生がこのようなセミナーに興味を持ち、セミナーを開催することには意義があると考えられる。

アンケートでは、想像以上の参加者が「将来、法医学者になりたい」と回答してくれており、大変心強い結果であった。今回のセミナーの大きな成果であったと考える。一方で、大学の教員ポストには限りがあることも事実であり、特に医師免許を持たないコメディカルを採用は狭き門である。法医学領域では若手のコメディカルの需要があり、若いコメディカルからは就職希望があるにもかかわらず、財源やポスト不足によってそれが叶わないとすれば、とても残念であり、勿体ないことである。

法医学では他の基礎講座にはない「法医実務」という社会的任務があり、その任務を円滑に遂行するためにも、何らかの形で彼らを雇用する施策を検討することが課題と考える。

E. 結論

「学生のための法医学セミナー」を通して、医師以外の若い学生に法医学を周知・啓発できたことは、本セミナーの成果である。医師以外のコメディカルを充実させることが、法医実務の円滑な遂行のひとつの方法であることを考えると、法医学に興味を持ち、進路として検討している学生を増やすことは、人材確保の大事な一歩である。また、優秀な人材を雇用するためのポストを確保するための施策は、重要な検討課題である。

F. 健康危険情報

該当なし。

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし。

2. 学会発表

該当なし。

3. 関連した実務活動

該当なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし。

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
（総括）研究報告書

法医学領域における多職種連携とキャリアパス推進に関する研究

研究分担者 笹尾 亜子 熊本大学 大学院生命科学研究部 講師

研究要旨

法医学会に従事する教職員ならびに大学院生を対象として現状と課題を把握するためのアンケート調査を実施した。アンケートは法医学会のメーリングリストを使用して行い、259の回答を得た。アンケートは職種別に質問項目を設定し、自由記載欄も多く設置した。現在、回答結果について詳細を検討中である。法医学に従事する人々の率直な意見が抽出され、今後の法医学が取り組むべき課題も浮き彫りになったと考える。今後、詳細な分析を実施する予定である。

A. 研究目的

法医学の任務である死因究明には、円滑で効率的な法医実務の遂行が不可欠である。解剖は医師だけで行うものではなく、臨床検査技師や薬剤師など他領域の専門家の協力が不可欠である。法医学領域では多職種連携が非常に重要なキーワードである。

本研究では、法医学に従事する教職員の働き方・抱える課題等の調査を行うことを目的としてアンケートを実施した。アンケート結果をまとめ、今後の課題解決の施策についての基礎資料とする。

B. 研究方法

実態調査のため全国80大学医学部法医学講座に対して、法医学会のメーリングリストで周知し、Formsに回答するアンケート調査を実施した。

【対象】

法医学講座に所属する教職員・大学院生（有期雇用職員含む）

【調査期間】

2025年1月20日（月）～2月28日（金）

C. 研究結果

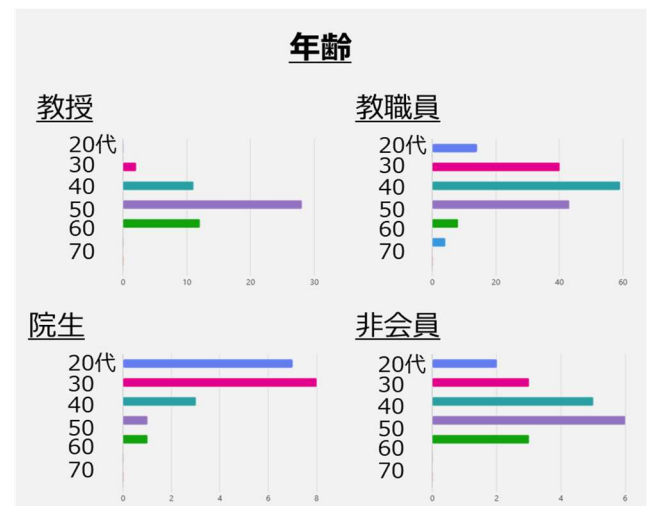
回答数：259

職種別：教授53、教職員167、
大学院生20、その他19

性別：男140、女118、非回答1

所属機関：国公立150、私立99、
その他10

年代別：20代：23、30代：53、
40代：78、50代：77、
60代：24、70代以上：4

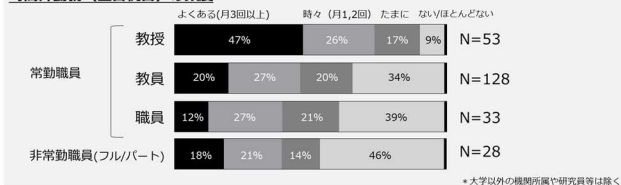


質問項目は多岐にわたり、基本項目、働き方について、現状と課題、困っていることや悩んでいることなどについて職種別に回答を集めた。

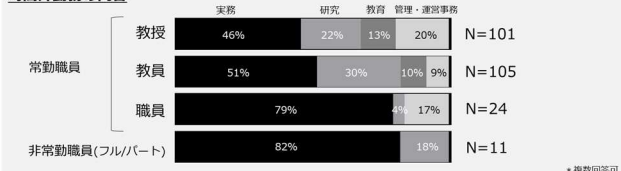
以下に、主な回答の集計結果の概要を記載する。

・働き方の現状について

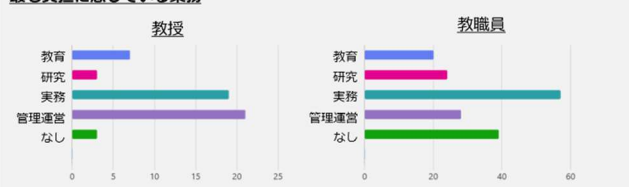
時間外勤務（土日祝日）の頻度



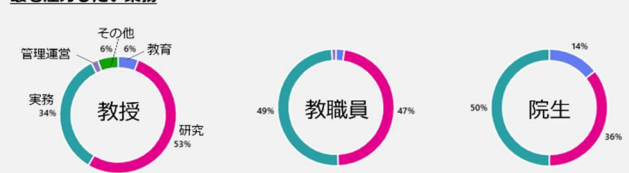
時間外勤務の内容



最も負担に感じている業務



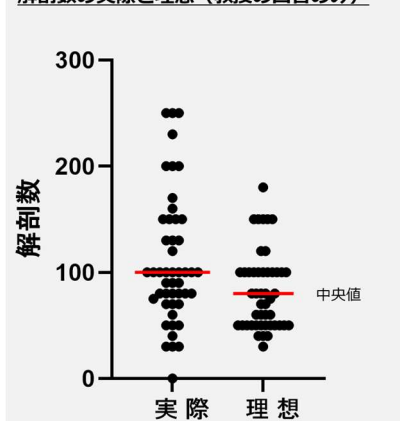
最も注力したい業務



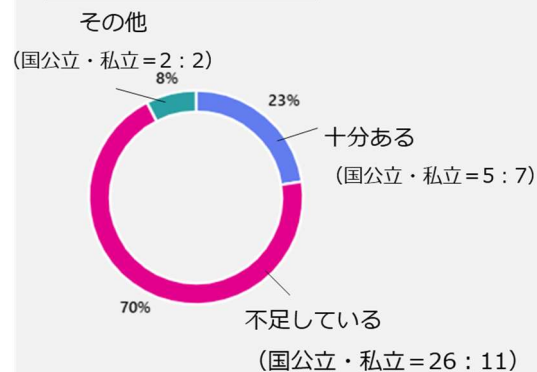
法医学の仕事にやりがいを感じていますか？



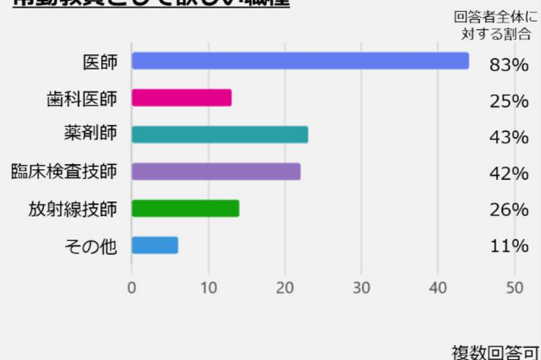
解剖数の実際と理想（教授の回答のみ）



常勤教員のポスト数

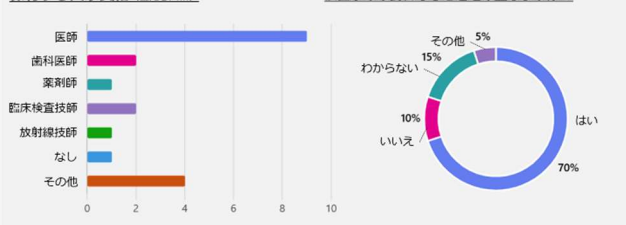


常勤教員として欲しい職種

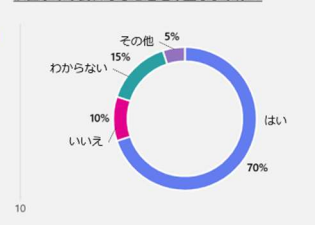


・大学院生への質問

保有する国家資格（主たる資格）



法医学の常勤になることを希望しますか？



D. 考察

アンケート項目は多岐にわたり、想定される回答から、想定外のものまであり、今後の法医学を考える上で大変貴重な資料となった。

最も印象的な結果は、職種に関わらず法医学にやりがいを感じている教職員が3/4以上にも及んだことである。法医実務の需要増大に比例して業務負担は増大しているにもかかわらず、このような結果が得られたことは、法医学に明るい未来があると期待できるように思われる。

まだ簡単な集計をしただけの状態であるが、今後、各項目について詳細な分析を行う。

E. 結論

法医学会に従事する教職員や職員に対してアンケートを行った。回答結果は示唆に富んでおり、今後、課題を抽出するとともに詳細な解析を行う予定である。

F. 健康危険情報

該当なし。

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし。

2. 学会発表

日本法医学会全国学術集会 シンポジウム 2
025. 6. 12 (久留米)

3. 関連した実務活動

該当なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
（分担）研究報告書

他施設視察に関する報告（研究編）

研究分担者 山本 琢磨 兵庫医科大学 医学部 准教授
研究分担者 梅原 敬弘 産業医科大学 医学部 准教授

研究要旨

本研究では、大学法医学講座に所属する教員ならびに職員の働き方を調査・分析することで、効率的な法医学的研究ならびに実務の遂行に寄与する因子を模索する。研究と法医実務のバランスが取れている法医学講座を見学し、そのための努力や工夫を学んだ。将来的に法医学講座の間で相互連携をすることで、各教室の発展と法医学者個人のキャリアパスを示すことができると思われる。

A. 研究目的

本研究は、大学法医学講座に所属する様々な職種の方がどのように協働し成果を上げているのかを把握し広報することで、互いの連携による法医学の発展とキャリアパスを示すことを目指す。

B. 研究方法

C大学では、各職種の方がうまく協働し、多数の解剖業務をこなすと同時に、多数の研究業績も挙げている大学の一つである。そのシステムを参考にするため大学視察を行い、解剖と研究に携わる先生方とのディスカッション及び施設見学を行う。

C. 研究結果

2025年1月22日、C大学を訪問視察した。

①研究室について

人数構成

教員：4名（医師3名）

ポストク：1名

技術員：3名

大学院生：1名

研修生：1名

事務員：3名

②解剖実務及び研究業績について

年間解剖数：200-250件

1件あたりの解剖立会い人員：執刀医1名・補助1名・記録1名・写真1名

年間論文数：10-15編

③研究と実務のバランスを取るために行なっていること

a. C大学では、執刀医が常時2～3名（留学等での長期不在など）いるため、執刀医を曜日で交代制にすることで、各執刀医の鑑定件数は100体前後となる。また解剖実務は医師と技術員で行っており、医師以外の教員は、技術員とともに検査室業務を交代制で行う。

b. 検査室業務において、薬物分析などは外注検査を使い分けることや、組織検査など自施設で実施している検査であっても実施検査を担当者ごとに固定することで業務削減を行っている。また最新機器の導入による検査時間の短縮や検査データの研究への応用を目指している。そこで生まれた時間を、研究補助に割り当てることがある。

c. 鑑定書作成については、事務担当と共同で行うことで時間短縮を実施しているため、鑑定書

作成のための事務員の確保を行っている。また、実務資料もデータ管理することで、どこからでも安全にデータにアクセスできる環境を構築し、労力の削減を行なっている。

- d. 研究面では、最新機器の導入や学内共同実験施設の受託サービス部門を効果的に利用している。また、大規模解析など外注委託できる実験系においては、積極的に委託することで業務全体の効率化を図っている。さらに、研究担当専任教員の解剖負担を減らすよう取り組んでいる。加えて、他分野の学会に積極的に参加し、最新の研究ツールや知見の収集を行うことで、法医学研究への貢献を目指している。

これらa～dの取り組みによって、ある程度勤務時間内で業務を終了させながらも多数の解剖と研究業績をあげることが可能になっている。

D. 考察

①一般化させるための課題と実現方法

a. 執刀医の担当割

課題：経験豊富な執刀医の場合は可能であるが、若手にとっては先輩から学ぶことができず、ともすれば我流になることがある。また経験者であってもダブルチェック機構が働かない状況は好ましくはない。

対策：大学院生など立場的に解剖業務が要求されにくい時期に研究業務に注力（4年の博士課程のうちの2年間など）することで、ある程度実務が要求される教員などの立場になった時にも実務のエフォートを維持できる。

b. 研究の専任化

課題：研究担当者を固定することは教室全体の業績は安定化するが、個人間では業績に偏りが出るため、個人レベルでは業績が上がらない恐れもある。

対策：大学院生のうちに自身のライフワークとなるような研究テーマを決め、研究業績をあげておく。教員になった際には大学院生や技術員とともに研究を進め、First authorではなくCorrespondingやLast authorとして研究に関わる後方支援的な立場に形を変えることで、実務のエフォートを維持しながら研究業績を維持することができる。

c. 実務の効率化

課題：解剖数/教室員=200/13であり、医師の数

が3名、技術員が3名と比較的人員には恵まれている状況と言えるが、多くの講座でこの数が実現できるかは疑問である。

対策：解剖数が増えることで収入を増加させ、それによって人員を増やすという正のサイクルの教室運営が可能になると考えられるが、人員を確保する前に解剖業務が増加しているのが現状であるため、一刻も早い雇用体制の確立が求められる。

②理想のキャリアパス

上記のようなキャリアパスのためには、大学院生の時期から中長期的な研究テーマを持ち、研究遂行能力及び主体性を高めることが求められる。このようなことが可能な大学院生の入局は容易ではないが、正のサイクルが回り出すと実務・研究のバランスが取れるものと考えられる。また教室としての研究の柱が構築され、そのテーマに取り組みたい大学院生・ポスドク研究員が集まりやすい環境になることで、一つのテーマを長年にわたって取り組み続ける専門性の高い研究室の構築が可能になるものと考えられる。

多死社会に突入した本邦では、社会における法医学の必要性が急速に高まっている。今後解剖業務は増加し、研究業務と両立することがより困難になることが容易に推測されるが、各大学においてそれに対する基盤構築ができていないのが現状である。上記の課題や理想のキャリアパスを実現させるためには、一刻も早い医師及び医師以外の教員を雇用する体制、また解剖業務に必要な技術員を雇用する体制の構築が重要となる。

E. 結論

法医学実務と研究のバランスが取れている大学法医学講座を見学した。多くの解剖ニーズに応えながら研究を進めるために多くの工夫を凝らしていた。他大学でも模倣することができる取り組みもあり、今後、広く啓発することで法医学全体の底上げにつながる可能性があると感じた。

F. 健康危険情報

該当なし。

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし。

2. 学会発表

該当なし。

3. 関連した実務活動
該当なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況
該当なし。

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
（分担）研究報告書

他施設視察に関する報告（法医実務編）

研究分担者 松末 綾 福岡大学 医学部 講師

研究要旨

解剖実務は医師以外のスタッフによる解剖補助が不可欠であり、薬毒物分析や病理標本の作製など多岐にわたる専門知識と技術が必要とされる。法医学分野で働く医師以外のスタッフの技術向上と教育システムの構築のために、解剖実務が多い3大学法医学講座を見学して工夫や体制を見学した。各大学講座において多くの工夫がなされており、参考になった。知識や技術を学ぶだけでなく、活発な人材交流をすることで情報交換が可能となり、働く上でのモチベーション向上にも繋がると考える。

A. 研究目的

解剖実務は医師以外のスタッフによる解剖補助が不可欠である。さらに、解剖後の検査では、中毒学的検査や病理標本作成が必要であり、それぞれの専門知識や技術が必要となる。本研究では、医師以外のスタッフの知識を深め、技術を向上させるための教育活動を目的とする。

B. 研究方法

研究分担者、本大学技師1名、他大学技師1名の計3名とともに、解剖体制や検査体制が充実している大学、医師以外のスタッフが活躍している大学を視察し、解剖や施設見学を行った。また、様々な職種のスタッフと、効率的な解剖や検査を行うための情報交換を行った。

C. 研究結果

2025年1月27日、A大学で解剖2件を見学した。警察への説明にも立会った。A大学では、ほぼ全ての症例で解剖前にCT検査を行い、解剖時に着目すべきポイントを予め把握していた。音声入力ソフトを使用して筆記要員を減らすとともに、解剖終了後に細かな解剖所見を警察に文書で提供していた。さらに、解剖中に写真をモニターでリアルタイムに確認できるシステムを導入しており、写真のピントや画角が悪い場合、その場で再撮影を指示していた。室内の壁に写真の撮り方、NG例も掲載していた。解剖中に様々な検査も行ってい

た。執刀医以外のスタッフも効率よく解剖の補助をしていた。それぞれのスタッフが、どの立ち位置でも仕事ができるように交代制で補助をしており、スタッフが欠勤しても解剖が行えるようになっていた。検案書を手書きではなく入力システムで作成していた。

2025年1月28日、B大学で解剖1件と検査施設並びに新しい解剖室を見学した。B大学では、執刀医が所見を自分で記憶し、解剖後に所見を入力していた。必要な時は音声入力ソフトを使用することであった。執刀医以外のスタッフも効率よく解剖の補助をしており、指示がなくても自分のすべき仕事を行っていた。医師以外の教員や技術職員が交代制で解剖の補助をしているとのことであった。執刀医は、入力システムを用いて、解剖所見及び検案書を解剖後に記載していた。数値などの書記のみ警察官が実施していた。解剖室の近くに検査施設があり、CO測定やアルコール、薬毒物検査を行っていた。新しい解剖室は動線が良く、搬入、体重測定、CT撮影、解剖台へとスムーズにご遺体を移動することができるようになっていた。清潔エリアと不潔エリアが明確であった。試料を保存するための-80度の冷凍庫も解剖室の近くに設置していた。組織標本のための切り出しも効率よく行えるよう部屋の設計に工夫がされていた。

2025年1月29日、C大学で解剖2件と検査施設を見学した。C大学では、年間約1000件もの解剖を行えるように、スタッフや設備が充実していた。ご遺体を乗せた車の到着がスタッフの部屋からモニターで確認できるようになっていた。ご遺体の搬入から搬出までの一連の流れが円滑に進められていた。ほぼ全ての症例で解剖前にCT検査を行っていた。2台の解剖台で同時に解剖を行っていた。1つの解剖台で、執刀医1人と補助1人あるいは2人で解剖を行っており、丁寧でありながらも短時間で効率よく解剖を進めていた。執刀医が所見を自分で記憶し、解剖後に所見を入力していた。執刀医が撮影した写真は清潔なパソコンに挿入されたUSBメモリに自動で転送されていた。隣の部屋で解剖中に検査を行っていた。複数体を同時に行うため、コンタミネーション等を防ぐための工夫（2つの解剖台をAとBとしており、AとBはそれぞれのスペースで各検査を行うなど）がなされていた。感染症対策も徹底されており、清潔な解剖室が維持されていた。膨大な試料を効率的に検査する体制も整っていた。

D. 考察

今回見学した全ての大学は、解剖が丁寧に必要な所見を細かく取得しているにも関わらず、解剖時間が短かった。執刀医以外のスタッフの動きも臨機応変であり、全身臓器の摘出を行える高い技術を持っていた。解剖所見を高いレベルで把握できる訓練がされており、スタッフの教育が行き届いていると感じた。多検体の検査を効率的にこなす体制も整っており、理想的な死因究明の現場を見学することができた。

所属している大学の解剖や検査しか知らない場合、従来の方で行うことに疑問を持たないことも多い。他大学の解剖や検査を見学することで、より効率的な方法や使用しやすい器具、新しい検査を知ることができ、自分の大学の改善点を見いだせた。特に技師が行う作業について導入したい箇所が多かった。例として、臓器保存用パックを用いて保存場所を最小限に抑える。包埋カセットの識別番号を専用機器にて印字あるいは専用マーカーにて記入し、組織上に鉛筆の粉が混入するなどのコンタミネーションを減らし、診やすい病理組織標本作製する。肋骨剪刀の使いづらさを剪

定はさみにより解消する。青酸ガスの定性試験や、病理組織作製の際の脱脂・脱灰など、自分の大学では行っていない検査や前処理を多く知ることができた。同じ立場のスタッフ同士にしか分かり合えない問題を大学間で共有し、解決するためにアイデアを出し合うことができた。医師以外のスタッフも情報交換する機会を与えることが大事である。

今回見学した大学は、教員以外のスタッフも研究を行い学会で発表するなど意識も高い。発表に必要な費用も教室で負担をしている。本人の希望があれば研究発表の機会を与えることで実務へのモチベーションも上がる。職種にとらわれずいろいろな経験をさせることも大事であると感じた。

E. 結論

解剖体制や検査体制が充実している大学を見学することは、医師以外のスタッフにも非常に勉強になった。見学後に実際に自分の大学で導入した器具や手法もあり、業務の効率化ができた。また、他大学に知り合いができたことで、今後も情報交換を行うことができるようになった。このような機会を設けることで、スタッフが働きやすく、より活躍できる職場環境へと改善することが可能となる。

F. 健康危険情報

該当なし。

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし。

2. 学会発表

該当なし。

3. 関連した実務活動

該当なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

該当なし。

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
（分担）研究報告書

他施設視察に関する報告（人材確保編）

研究分担者 笹尾 亜子 熊本大学 大学院生命科学研究部 講師

研究要旨

法医実務ならびに研究には多領域の専門家の協力が必要であるが、講座定員は限られており、必ずしも十分な人材確保ができない状況がある。薬物分析や死後画像診断など、他領域の専門家の知識や技術を効率的に確保する施策について、先進的な取り組みを視察した。法医実務の増加によって負担が増加傾向にある執刀医に対して、負担軽減のための工夫についても検討した。

A. 研究目的

法医実務ならびに研究には多領域の多くの専門家の協力が必要であるが、大学の一講座としての定員は限られている。特に、解剖実務の増加によって執刀医が必要とされる現状では、医師以外の専門家を教員として雇用することが難しい傾向がある。限られた人材の効率的な活用と、多領域からの人材確保について模索する。また、解剖業務の増加によって負荷がかかっている執刀医の負担軽減のための工夫についても検討する。

B. 研究方法

大学間あるいは学内他学部と連携することで効率的な法医実務や研究体制を構築している2大学を見学した。解剖室ならびに実験室を視察し、連携体制や工夫について見学した。様々な職種のスタッフと、効率的な解剖や検査を行うための情報交換を行った。

C. 研究結果

2025年2月10日午前、C大学を訪問した。解剖室ならびに死後CT撮影装置について詳細な説明を受けた。感染対策や廃液処理、ホルマリン固定後臓器の切り出しなどについて現状と課題を説明された。解剖室は数年前に改修工事が行われたばかりで、内装は比較的新しかった。天井は少し低いものの多くの照明が付けられ、非常に明るい印象であった。また、解剖室と講座の教室とがLAN接続されており、検体が採取されると速やかに検

査や分析が開始される仕組みができていた。

C大学では、すべての解剖症例をサーバーで管理し、症例の概要はもちろん死後CT画像や病理組織や中毒分析、生化学的検査結果もまとめて管理できるシステムが導入されていた。このシステムはC大学、B大学と連携しており、3大学からアクセスして症例検索や鑑定書作成ができるようになっていた。限りある人材が効率よく業務をこなすことができるように多くの工夫がされていた。

2025年2月10日午後、C大学を訪問した。研究棟が新築され、実験室も解剖室も近代設備を備えたものであり、広々としたきれいな施設であった。解剖室にはC大学と接続されたPC端末が設置され、自身の解剖症例のみならず他大学の解剖症例にもアクセスできる環境が整っていた。

解剖室の前室には死後CT撮影装置も設置されており、撮影された画像は前述のシステムにアップして放射線専門医による遠隔診断ができる体制が整備されていた。

人材確保のための施策として、同大学薬学部との人材交流も積極的に行われていた。この連携協力によって法医実務の薬毒物分析を依頼することや、学生の相互交流も行われていた。多領域の専門家の協力が不可欠な法医学にあっては理想とされる協力体制であると感じた。

D. 考察

見学した両大学は、ネット環境を利用したシステムによって、遠隔であっても効率的な情報共有がなされていた。大学の一講座として確保できる人材には限りがあり、それらの人材を有効活用するためには有意義な方法であると考えられる。また、解剖室や実験室の設備にも多くの工夫がなされ、学ぶところが多かった。

C大学で行われていた薬学部との連携は画期的な取り組みであると感じた。薬物分析には薬理学の専門知識が必要だが、法医学の専任教員としての確保は難しい場合が多い。他領域の専門家の知識や技術を確保するためには、斬新な領域横断型の協力体制の構築も視野に入れるべきであると感じた。

E. 結論

法医学には、実務や研究に多くの専門家の知識や技術が必要である。これらを効率的に集約し、有効活用する手法が求められている。ネット環境を利用したシステムや学部横断型の人材確保は、多くの施設でも検討の余地がある施策と考える。

F. 健康危険情報

該当なし。

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし。

2. 学会発表

該当なし。

3. 関連した実務活動

該当なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし。

別紙 4

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト（参考）

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
該当なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
該当なし					

令和 7 年 3 月 2 5 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 横浜市立大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 石川 義弘

次の職員の令和 6 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学研究科・教授
(氏名・フリガナ) 井濱 容子・イハマ ヨウコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関における C O I の管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関における C O I 委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係る C O I についての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係る C O I についての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和7年2月21日

厚生労働大臣 殿

機関名 国立大学法人東北大学

所属研究機関長 職 名 総長

氏 名 富永 悌二

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について

3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学系研究科・教授

(氏名・フリガナ) 美作 宗太郎・ミマサカ ソウタロウ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☒ 無 ☐ (有の場合はその内容: 研究実施の際の留意点を示した。)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について

2025年1月21日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 兵庫医科大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 鈴木 敬一郎

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学部・准教授
(氏名・フリガナ) 山本 琢磨・ヤマモト タクマ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について

2025 年 3月 17日
厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~—殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 愛知医科大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 祖父江 元

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。
1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について (24IA1014)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学部・准教授
(氏名・フリガナ) 小川 匡之・オガワ タダシ
4. 倫理審査の状況

	該当性の有 無 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐ ☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。
その他 (特記事項)
研究代表者の所属機関 (横浜市立大学) の倫理委員会で本研究は上記倫理審査の対象外と判断された

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について

2025 年 3月 14日
厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 産業医科大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 上田 陽一

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。
1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について (24IA1014)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学部・准教授

(氏名・フリガナ) 梅原 敬弘・ウメハラ タカヒロ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有 無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。
その他 (特記事項)
研究代表者の所属機関 (横浜市立大学) の倫理委員会で本研究は上記倫理審査の対象外と判断された

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容：)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について

2025 年 3 月 14 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿~~
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 福岡大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 永田 潔文

次の職員の令和 6 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について (24IA1014)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学部・講師
- (氏名・フリガナ) 松末 綾・マツスエ アヤ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名 称:)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

研究代表者の所属機関 (横浜市立大学) の倫理委員会では本研究は上記倫理審査の対象外と判断された

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関における COI の管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:
当研究機関における COI 委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:
当研究に係る COI についての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:
当研究に係る COI についての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について

2025年3月19日
厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 熊本大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 小川 久雄

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について (24IA1014)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院生命科学研究部・講師

(氏名・フリガナ) 笹尾 亜子・ササオ アコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	無	有	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

研究代表者の所属機関 (横浜市立大学) の倫理委員会で本研究は上記倫理審査の対象外と判断された

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和 7 年 3 月 2 5 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 横浜市立大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 石川 義弘

次の職員の令和 6 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学研究科・助教
(氏名・フリガナ) 前田 一輔・マエダ カズホ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ 有 ☒ 無	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ 有 ☒ 無	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関における C O I の管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関における C O I 委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係る C O I についての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係る C O I についての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。